

JASTI監査概要

～ 適正な特定技能制度のために ～



一般財団法人ケケン試験認証センター

第2版（2025.9.9）

目次

1. 特定技能制度について
2. JASTIとは
3. ご申請から監査まで
4. 監査

1. 特定技能制度について

- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設されました。（平成31年4月から実施）
- 繊維業は令和6年より追加で4要件が設定されました。

1. 特定技能制度について

繊維業における特定技能の受け入れに係る追加要件

既存製造業の要件	派遣契約ではないこと
	受入れ企業の産業分野（日本標準産業分類で限定）
	特定技能の「受入協議・連絡会」の構成員であること
	経産省、協議・連絡会の指導、報告徴収等に協力すること
繊維業の追加要件	国際的な人権基準に適合し事業を行っていること
	勤怠管理を電子化していること
	パートナーシップ構築宣言の実施
	特定技能外国人の給与を月給制とする

繊維業の追加要件は

特定技能の「受入協議・連絡会」の構成員になるために必要な要件です

2. JASTIとは

「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」

審査のポイント

1. JASTIや国際認証であるGRS認証などの監査・認証のいずれかを取得していること
2. 申請時点で有効期限が3ヶ月以上残っていること
3. 受入れ事業所において取得していること

監査における提出書類1. 上記3点について記載されている、当該監査・認証のレポートや認定証が必要です。

2. JASTIとは

国際的な人権基準の一つに経済産業省が策定したJASTIがあります

JASTI（Japanese Audit Standard for Textile Industry）とは
繊維産業の監査要求事項・評価基準のことです

JASTI監査を受け一定水準以上の結果が得られた場合、
国際的な人権基準に適合していると見なされます。

3. ご申請から監査まで

■ ケケン
■ ご申請者

「JASTI監査申請書」
「工場プロフィール」
「JASTI監査時確認資料」
(被監査側企業用／
日本国内)

機密保持合意書
締結

監査料
ご請求

監査料
お支払い

JASTI監査時
確認資料
(被監査側企業用／
日本国内)

現地監査

「JASTI監査申請書」
「工場プロフィール」

- ・ 就業規則
- ・ 組織図
- ・ 工場平面図
- ・ 各担当責任者リスト

監査結果の
ご報告

3. ご申請から監査まで

- 3-1 お申し込みのご連絡いただきました後、
①②をご提出ください。③については以下3-3をご覧ください。

- ① JASTI監査申請書
- ② JASTI監査「工場プロフィール」
- ③ JASTI監査時確認資料（被監査側企業用/日本国内）

- 3-2 ①②のご提出後、機密保持合意を締結いたします。
ケケンよりメールでお送りします。

3. ご申請から監査まで

3-3 ③については、現地監査までにご準備ください。

ただし、以下については現地監査スケジュール前までにご提出ください。

- 就業規則
- 組織図
- 工場平面図
- 各担当責任者リスト
 - ① 工場責任者
 - ② 人事、雇用責任者
 - ③ 防災、並びに健康・安全管理にかかわっている責任者
 - ④ 社内設備（食堂、宿舍を含む）管理責任者
 - ⑤ 労働組合あるいは従業員代表

3. ご申請から監査まで

3-4 手数料

監査手数料の他に監査に係る交通費、宿泊費、前泊がある場合の費用が別途かかります。

- 1 拠点毎20万円（税別）～
- 宿泊がある場合 1万円（泊）（税別）
- 前泊がある場合 4万円（税別）
- 交通費（実費）
- JASTI監査利用料 1万円（税別）（2025.10.1以降ご申請）

3-5 ご入金確認後、監査1週間前までに監査計画をお送りいたします。

3-6 監査期間については監査対象の規模により異なりますので申請時にご相談ください。

4. 監査

4-1 監査日数

監査対象の人数により異なります。目安として、

1000人未満	1日／人
1000人以上	2日／人

4-2 現地監査

現地監査では工場内の敷地内の確認や記録文書等の確認を行います。

*** 監査時にはJASTI統括事務局より「監査の監査人」ウィットネス）が同席する場合がありますが、被監査企業様のご負担は一切ありません。**

4-3 監査更新の目安期間

A判定	:	2年
B判定	:	1年
判定無し	:	A判定、B判定を得るために再度監査が必要

4-4 報告

ケケンは監査から2週間以内に監査レポートを作成し、ご報告いたします。

JASTI監査に関するお問い合わせは

一般財団法人 ケケン試験認証センター
認証事業部 認証課

e-mail : contact-ninsho@jwif.org

一般財団法人ケケン試験認証センターは、人権
デュー・デリジェンス推進コンソーシアムが業務
支援として実施するJASTI監査のJASTI監査機関
に認定されています。

詳細内容は、人権デュー・デリジェンス推進コンソーシアムのホームページの以下の
リンクをご確認ください。

<https://sites.google.com/view/jinkenddconso/top>